

【外国人創業活動促進事業（スタートアップビザ）

①創業人材の多様な外国人の受入れ促進 ②創業外国人材の事業所確保要件の緩和】

京都府内における外国人による創業活動を促進するため、「経営・管理」の在留資格要件のうち入国時及びビザの初回更新時に必要となる要件に対して特例措置を設ける

在留資格「経営・管理」の要件

【要件（１）】500万円以上の出資金等又は常勤職員２名以上雇用の確保

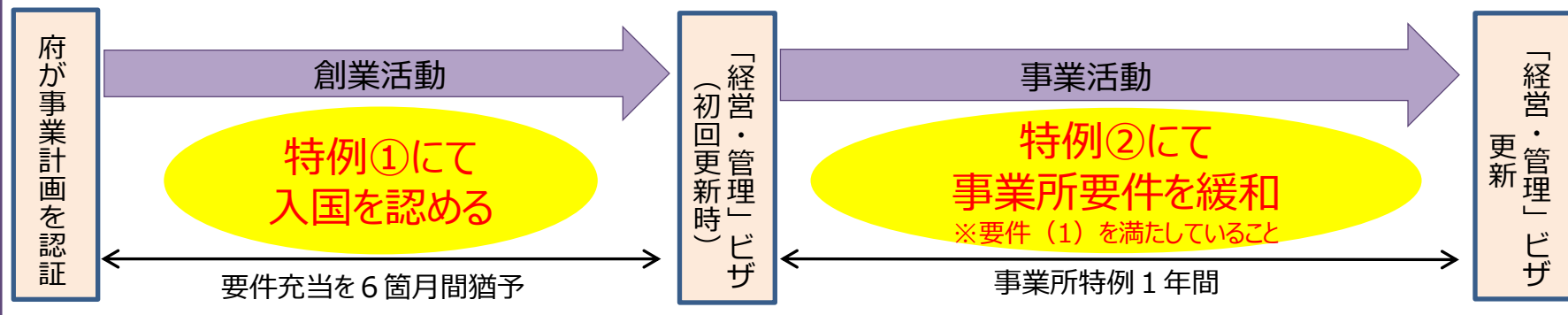
【要件（２）】事業所の確保（コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない）

入国時に両方の要件を満たす必要がある

特例措置

【特例①】京都府が認める外国人の創業活動に限り、「経営・管理」の在留資格要件を入国時ではなく上陸後6箇月までに満たす見込みがあれば、特別に入国を認める

【特例②】在留資格の初回更新時から１年間に限り、京都府が認定するコワーキングスペース等も事業所として認める



有望な外国人材によるスタートアップを加速し、
京都を国際的な「起業の都」に成長させるグローバルスタートアップ企業の海外競争力を強化